



真庭市医療的ケア児訪問看護レスパイト事業

在宅の医療的ケア児の看護や介護を行う家族に対し、休息时间やきょうだい児と過ごす時間の確保、また介護の負担軽減のため、自宅で医療保険の適用を超える部分の訪問看護を受けた場合、その費用の一部を市が助成します。



1、対象者

以下の全ての要件に該当する医療的ケアを必要とする児の家族

- (1) 真庭市内に住所を有し、在宅で家族による介護を受けていること。
- (2) 0歳から18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にあること。
- (3) 医師の訪問看護指示書により在宅で医療的ケアを受けていること。

2、助成額

医療保険の適用を超える訪問看護療養費 30分当たり 3,500円(上限)
市が訪問看護事業者に直接支払います。

3、利用時間

年度 48時間を上限とし、30分単位で月4時間まで利用できます。

※医療保険適応の訪問看護を超えた延長部分が本事業の対象です。
ただし、訪問看護事業所のサービス提供可能範囲となります。
キャンセル料などは自己負担となります。



4、利用の手続き

下記の必要書類を利用している訪問看護事業者を經由して福祉課(発達発育支援センター)に提出してください。

【必要書類】

- ①申請書(発達発育支援センター及び訪問看護事業者に設置、市ホームページからダウンロード可)
- ②訪問看護指示書の写し
- ③訪問看護事業書との契約書又は利用していることがわかる書類

お問い合わせ先

〒719-3201 真庭市久世 2928 真庭市健康福祉部福祉課
発達発育支援センター TEL0867-42-1080 FAX0867-42-1369



真庭市ホームページ